

2017年度③

公 法

(全 5 ページ)

問 題

	ページ
憲 法 ……	1
行 政 法 ……	4

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入下さい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰り下さい。

憲 法③

次の問題 I・IIのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

- I 国家公務員法 102 条 1 項は、一般職の国家公務員が人事院規則で定める政治的行為をすることを禁止しており、人事院規則 14 - 7 は、特定政党を支持するという政治的目的（5 項 3 号）を有する意見を不特定多数の者に対して拡声器等を使用して述べることにつき、禁止される政治的行為と定義（6 項 11 号）している。

国家公務員 X は、水産庁（農林水産省の外局）で水産技術に関する調査研究を職務とする職員である。郊外に居住する X は、休日に電車で 30 分のところにある A 市へと出かけた。A 市の駅前では、B 党（野党）を応援する A 市民の会を名乗る団体（数名）が多数の駅利用者に向けて生活保護の引き下げに反対する街頭宣伝を行っていた。

それを見た X は、宣伝行動をしていた同団体のメンバーに対し、自分も生活保護の引き下げには反対であり、そのことを訴えたい、と申し出た。メンバーは X に拡声器のマイクを渡したので、X は拡声器を使って、現状の生活保護基準でも人間的な暮らしをしていくのに十分ではない、このうえさらに引き下げるとは、人の生きる権利を奪うことだ、などと約 5 分間発言し最後に、B 党はぜひ頑張ってもらいたい、自分も応援している、と発言した。X は、拡声器による発言の際に国家公務員であることを明らかにしておらず、また、上記団体のメンバーに対しても自分が国家公務員であることを明らかにしていない。

X はこの行為について、国家公務員法違反で起訴された。

以上の事例に関連する法令の規定の合憲性、および、X を国家公務員法違反で処罰することの合憲性について、論じなさい。

[法令資料]

国家公務員法

第 102 条 1 項 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

第 110 条 1 項 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 100 万円以

下の罰金に処する。

十九 第102条第1項に規定する政治的行為の制限に違反した者

人事院規則14-7（政治的行為）

4 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、第6項第16号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。

三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。

6 法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。

十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。

II 20XX年、総務大臣Aは、放送局Bのニュース番組が自己が属する政党の政策を強く批判する報道を続けたため、「Bは放送法4条1項に違反した政治的に不公平な放送を続けているので、電波法に基づき無線局の運用の停止を命ずるか否かの調査に入る」と表明した。しかし、これに対して、自党に不利な放送をやめさせようと権力を乱用し放送局に圧力をかけるものであるとの社会的な批判が高まり、総務省はBに対する調査に入らなかった。この事件がきっかけとなり、国会は、放送行政の政治的中立性を担保するために、新たに電波管理委員会を設け、放送行政に関する権限を同委員会に移す法律（電波管理委員会設置法）を制定した。

電波管理委員会設置法によれば、電波管理委員会は、放送免許の付与、同免許の更新の承認、無線局の免許、無線局の運用の停止命令などの権限を有する。同委員会は、内閣の所轄の下にあり、その委員（3名）は国会の同意の下に内閣によって任命されるが、4年間の任期中、著しい非行があった場合を除き内閣により罷免されない。そして、同委員会は、その職権の行使につき独立性を有しており、内閣や総務大臣等の行政機関による指揮監督を受けない。但し、予算編成権は内閣にあり、さらに、その活動につき国会に年次報告を提出しなければならない。

上記のような電波管理委員会の設置が「行政権は、内閣に属する」と定める憲法65条に違反しないか、について論じなさい。

〔法令資料〕

放送法 4 条 1 項 放送事業者は、国内放送及び内外放送……の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

電波法 76 条 1 項 電波管理委員会は、免許人等がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3 箇月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

（電波管理委員会設置に伴う改正後の規定）

行政法③

以下の〔事実〕を読み、〔資料〕を参照して、〔設問〕に解答しなさい。(50点)

〔事実〕

Aは、B県内において旅館業を営営することを計画し、B県知事に対して旅館業経営許可を申請した(以下「本件申請」という)。本件申請にかかる施設から約100メートル離れた場所には、Cの設置する保育所があった。B県の担当者は、Aに対して、Cが本件申請に同意していることを証する書面(以下「同意書」という)を提出することを求める行政指導を行った。それに対してAは、法令上は同意書を提出する義務はないことを指摘して、上記の行政指導に従うことを拒否した。B県では旅館業経営許可の標準処理期間は14日とされていたが、B県知事は、本件申請があった日から14日が経過した後においても、本件申請に対する処分をしなかった。Aは、B県の担当者に苦情を申し立て、直ちに本件申請に対する処分をするよう求めた。それに対してB県の担当者は、「同意書の提出があるまでは許可は出せない」と述べ、改めて同意書の提出を求める行政指導を行った。

〔資料〕

○ 旅館業法(昭和23年法律第138号)

第3条 旅館業を営営しようとする者は、都道府県知事(中略)の許可を受けなければならない。(以下略)

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号の一に該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一～三 (略)

3 第1項の許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地(中略)の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときも、前項と同様とする。

一 (略)

二 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設
（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）

三 （略）

4～6 （略）

○ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第 7 条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

2 （略）

○ B 県行政手続条例

第 31 条 申請（法律又は法律に基づく命令に基づくものを含む。）に関連する行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を明確に表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

2 前項の規定は、申請者が行政指導に従わないことが当該行政指導の目的とする公の利益を害するおそれがあり、かつ、社会通念上許容できないと認められる特段の事情が存する場合に、当該行政指導に携わる者が当該行政指導を継続することを妨げない。

〔設問〕

以下の全問に解答しなさい。

- (1) B 県の担当者が、A に対して同意書の提出を求める行政指導を行ったことは、行政手続法または B 県行政手続条例の規定に違反するか。
- (2) B 県知事が、A が同意書を提出しなかったことを理由として、旅館業法 3 条 3 項にいう「当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがある」ことを認め、本件申請に対して不許可処分をした場合、この処分は違法となるか（手続上の違法を検討する必要はない）。